

## 近江八幡市廃棄物減量等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 近江八幡市における廃棄物等の減量、資源化及び適正処理を促進するため、近江八幡市廃棄物減量等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化に関すること。
- (3) その他特に市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の失効の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、公正な立場を遵守し、特定の業者又は個人の利害に結びつかないよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、一般廃棄物処理政策主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。